までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和 46 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた元利償還金を除く。）

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を

までの各年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 50 年度、昭和 52 年度、昭和 53 年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 6 年度以降の各年度において国の補助金等の整理及び合理化に関する法律による投資的経費に係る国庫補助負担率の恒久化措置に伴う昭和 59 年度国庫補助負担率と比較した場合の国庫補助金等の減少相当額の発行を許可された地方債（以下この表において「下水道事業債特例措置分」という。）、昭和 46 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で市場公募資金に係るもの及びその借換債、昭和 50 年度以前の各年度において発行を許可された地方債で縁故資金に係るもの、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用部分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AH の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を